## 三重大学学業優秀学生表彰に関する取扱要項

(平成23年1月27日要項第698号)

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人三重大学学則(以下「学則」という。)第56条 及び三重大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第48条の規定に基づき、 三重大学(以下「本学」という。)の学業優秀学生に係る表彰(以下「学業優秀学生 表彰」という。)に関し必要な事項を定める。

(表彰)

- 第2条 学業優秀学生表彰は、学則、大学院学則及び諸規則を遵守している者であって、次のいずれかに該当するものについて行う。
  - (1) 在学期間中において、極めて優秀な学業の成果を挙げ、高い評価を受けた者
  - (2) 在学期間中において、学術研究活動で特に顕著な業績を挙げ、学界又は社会から高い評価を受けた者

(表彰候補者の推薦)

第3条 学部長又は研究科長は、前条各号のいずれかに該当すると認められる者があった場合には、学業優秀学生表彰の候補者として所定の期日までに学長に推薦する。

(被表彰者の決定)

- 第4条 学長は、前条により推薦を受けた場合には、被表彰者を決定する。 (表彰状の授与)
- 第5条 学業優秀学生表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。
- 2 前項の表彰状の書式は、別紙様式による。ただし、特に学長が認めた場合は、この限りでない。
- 3 表彰状に併せて、副賞を贈呈することができる。 (表彰の時期)
- 第6条 卒業生に対する学業優秀学生表彰は、三重大学学位記授与式に併せて行うものとする。
- 2 在学生に対する学業優秀学生表彰は、本学記念日に行う。ただし、特に学長が認めた場合は、この限りでない。

(事務)

- 第7条 学業優秀学生表彰に関する事務は、学務部教務チームにおいて処理する。 (雑則)
- 第8条 この要項に定めるもののほか、学業優秀学生表彰に関し必要な事項は、別に 定める。

附則

この要項は、平成23年4月1日から実施する。

附則

この要項は、令和5年4月1日から実施する。



第号

## 学長賞

○○学部○○学科(又は課程) 又は○○研究科○○専攻

 氏
 名

 年
 月

 日生

あなたは学業に励み優秀な成果を挙げられました
よってその功績を讃え
これを賞します

年 月 日

三重大学長 〇 〇 〇 〇 印